

様式第1号（第5条関係）

会議概要

会議の名称	令和6年久喜市選挙管理委員会第6回
開催年月日	令和6年10月14日（月）
開始・終了時刻	午前9時00分から午前9時35分
開催場所	久喜市役所 会議室棟 第4会議室
議長氏名	飯島 光 委員長
出席委員（者）氏名	飯島 光 委員長 森田静也 委員長職務代理 橋本 勉 委員 飯田一夫 委員
欠席委員（者）氏名	なし
説明者の職氏名	選挙係長 蓮実純夫
事務局職員職氏名	選挙管理委員会事務局長 斧田直樹 選挙管理委員会選挙係長 蓮実純夫 選挙管理委員会選挙係 担当主査 染谷 匠
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員の指名 3 報告 4 委員長提出議案の上程 5 提案理由の説明 6 議案に対する質疑 7 討論・採決 8 諸報告

	9 閉会
配 布 資 料	議案書 選挙人名簿登録者数・在外選挙人名簿登録者数一覧
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	0人

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開会

議長（飯島委員長）

ただ今から、令和6年久喜市選挙管理委員会第6回を開会いたします。

本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

2 会議録署名委員

議長（飯島委員長）

まず始めに、日程第2の会議録署名委員の指名ですが、今日はどうなんでしょうか。

事務局（蓮実係長）

橋本委員です。

議長（飯島委員長）

それでは、橋本委員さん、よろしくお願ひします。

3 報告

議長（飯島委員長）

次に、本日の日程第3の報告でございますが、報告第1号「選挙期日等の決定について」、事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

埼玉県選挙管理委員会から送付された主要日程のとおり、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の期日等について報告します。

【内容】

選挙期日の公示日 令和6年10月15日（火）

選挙（審査）期日 令和6年10月27日（日）

議長（飯島委員長）

ただ今の報告について、何かございますか。

無ければ、次に、報告第2号「啓発宣伝計画について」、事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

埼玉県が実施する第50回衆議院議員総選挙における啓発事業計画に併せて、本市が実施する啓発宣伝計画を定めました。内容としましては、全有権者を対象としたチラシによる啓発、若年層を対象とした投票立会人の選任、ホームページやSNSを活用した啓発、視覚障がい者を対象とした入場整理券への点字シールの貼り付け等を計画しました。

議長（飯島委員長）

ただ今の報告について、何かございますか。

4 議案の上程

5 提案理由の説明

6 議案に対する質疑

7 討論・採決

議長（飯島委員長）

無ければ、次に、日程第4の議案の上程でございますが、本日の議案は15件でございます。

それでは、議案29号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」及び議案第30号「選挙人名簿から抹消することについて」は、関連がございますので一括して上程いたします。事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

参考までに、地区別に申し上げますと、久喜地区、第1投票区から第18投票区は、57,110人、菖蒲地区、第19投票区から第25投票区は、15,845人、栗橋地区、第26投票区から第32投票区は、23,091人、鷲宮地区、第33投票区から第40投票区は、31,807人となります。

今回の選挙人名簿登録者数は、前回定時登録時と比較して、男64人増の63,467人、女10人増の64,386人となり、総計74人増の127,853人となります。

<新規登録者名簿と抹消者名簿を供覧>

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第29号及び議案第30号は、原案どおり決定すること

にご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第31号「投票所の指定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

衆議院議員総選挙執行における投票所40か所を指定するものです。令和5年の埼玉県知事選挙執行時から変更がある投票所は、5か所ございます。

第8投票区は、久喜工業高等学校体育館から同校悠久館へ変更となりますが、こちらにつきましては、従前の投票所に戻ることになります。

第14投票区は、空調設備改修工事のため、久喜東コミュニティセンター集会室から東一会館へ変更となります。

第18投票区は、イベント等との調整がつかず、清久コミュニティセンター集会室から清久小学校体育館へ変更となります。

第28投票区は、施設の使用停止に伴い、栗橋いきいき活動センターしずか館101会議室からクラッセくりはしコミュニティホールへ変更となります。

第35投票区は、施設の外壁が剥落する恐れがあるため、上内小学校ランチルームからわし宮団地集会所へ変更となります。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第31号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第32号「開票立会人のくじの日時及び場所の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

10月24日の開票立会人の届出締め切り後、翌日の10月25日午前9時から久喜市役所第4会議室において、必要があればくじ引きを行うものです。

なお、開票立会人の数は、3人以上10人以下、同一政党は2名までとなっております。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第32号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第33号「開票の日時及び場所の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

開票の日時を従前どおり、令和6年10月27日の午後9時から、開票の場所を毎日興業アリーナ 久喜 メインアリーナとするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第33号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第34号「投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

公示日の立候補受付締切以降、くじを行い、氏名等掲示の順序を決定するくじを議案のとおり行うものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第34号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第35号「裁判官氏名等掲示の場所について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条の規定により、投票所の入り口又は公衆の見やすい場所に一投票区につき、1か所以上、裁判官の氏名等掲示をするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第35号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第36号「投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

第1～第40投票区における投票管理者及びその職務代理者を選任するものです。選任に当たっては、すべての方々から事前に内諾をいただいております。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第36号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第37号「投票所の投票立会人の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

第1～第40投票区における投票立会人を選任するものです。選任に当たっては、すべての方々から事前に内諾をいただいております。

なお、10代・20代の立会人は、7人でございます。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第37号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第38号「期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

10月16日から26日までの11日間、各期日前投票所における投票

管理者及びその職務代理者を選任するものです。選任に当たっては、すべての方々から事前に内諾をいただいております。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第38号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議案第39号「期日前投票所の投票立会人の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

各期日前投票所における投票立会者を選任するもので、すべての方々から事前に内諾をいただいております。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第39号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

ここで次の議案についてですが、事務局から除斥(じょせき)事項の説明があります。

事務局（蓮実係長）

議案第40号から43号までの議案につきましては、小選挙区及び比例代表選出議員選挙における開票管理者とその職務代理者の選任に係る議案でございます。

議案では、委員の皆様を選任することとさせていただいておりますが、地方自治法第189条第2項の規定により、当該委員は議案の審議に参加することができない除斥事項に該当することとなります。しかしながら、同項但し書きの規定によりまして、委員会の同意を得たときは、会議に出席し発言することができることとされております。

議案第40号は飯島委員長、議案第41号は橋本委員、議案第42号は森田委員長職務代理、議案第43号は飯田委員の除斥事項となります。

議長（飯島委員長）

議案40号から議案第43号までについては、地方自治法第189条第2項本文の規定に該当し、当該委員の除斥事項となりますが、同項但し書きの規定により、委員会の同意を得たときは、会議に出席し発言することができます。皆様同意していただけますでしょうか。

(異議なし)

皆様からの同意をいただきましたので、地方自治法第189条第2項但し書きの規定を適用することとして議事を進めます。

次に、第40号「開票管理者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

衆議院小選挙区選出議員選挙の開票管理者に飯島委員長を選任するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第40号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、第41号「開票管理者の職務を代理すべき者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

衆議院小選挙区選出議員選挙の開票管理者の職務代理者に橋本委員を選任するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第41号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、第42号「開票管理者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

衆議院比例代表選出議員選挙の開票管理者に森田委員長職務代理を選任するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第42号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、第43号「開票管理者の職務を代理すべき者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

衆議院比例代表選出議員選挙の開票管理者の職務代理者に飯田委員を選任するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第43号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

8 諸報告

議長（飯島委員長）

続きまして、日程第8の諸報告ですが、事務局から何かありますか。

事務局（斧田事務局長）

ありません。

9 閉会

議長（飯島委員長）

以上で、久喜市選挙管理委員会を閉会とします。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年12月2日

委員長 飯島 光

署名委員 橋本 勉